

# 山形保険医新聞

Yamagata medical practitioners newspaper

発行  
山形県保険医協会  
〒990-0043 山形市本町二丁目1の2フコク生命ビル  
電話 023 (642) 2838  
FAX 023 (642) 2839  
購読料 円共1ヵ月 500円  
印刷 コロニー印刷  
第544号

## 3月号 TOPICS

- 2面…保団連代議員会報告
- 3面…保険診療確認事項リスト(医科)
- 4面…経過措置中の施設基準(歯科)
- 5面…ライオンの街と旅心
- 6面…会員訪問

### 入院時の食費基準の見直し

食事療養及び生活療養の費用額算定表			
		(現行)	(見直し案)
<b>第一 食事療養</b>			
1 入院時食事療養 (I) (1食につき)			
(1)	(2)以外の食事療養を行う場合	670円	➡ 690円
(2)	流動食のみを提供する場合	605円	➡ 625円
2 入院時食事療養 (II) (1食につき)			
(1)	(2)以外の食事療養を行う場合	536円	➡ 556円
(2)	流動食のみを提供する場合	490円	➡ 510円
<b>第二 生活療養</b>			
1 入院時生活療養 (I)			
(1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養(以下「食事の提供たる療養」という。)(1食につき)			
	イ 口以外の食事の提供たる療養を行う場合	584円	➡ 604円
	ロ 流動食のみを提供する場合	530円	➡ 550円
2 入院時生活療養 (II)			
(1)	食事の提供たる療養 (1食につき)	450円	➡ 470円

### 歯科衛生士・歯科技工士業務の評価の見直し

○評価の見直しの具体			
(現行)	歯科衛生実地指導料	口腔機能指導加算 10点	➡ (見直し案) 12点 (+2点)
[主な算定要件]			
●口腔機能の発達不全を有する患者又は口腔機能の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、実地指導と併せて口腔機能に係る指導を行った場合は、口腔機能指導加算として所定点数に算入する。			
(現行)	歯科技工士連携加算1 (印象採得)	50点	➡ (見直し案) 60点 (+10点)
(現行)	歯科技工士連携加算2 (印象採得)	70点	➡ (見直し案) 80点 (+10点)
※咬合採得及び仮床試適の同加算についても同様の評価の見直しを行う。			
[主な算定要件]			
●別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レジ前装金属冠、レジ前装チタン冠又はCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、 <b>歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合</b> には、歯科技工士連携加算1として所定点数に算入する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。			
●別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レジ前装金属冠、レジ前装チタン冠又はCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、 <b>歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合</b> には、歯科技工士連携加算2として所定点数に算入する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。			

2024年12月25日 第601回中医協資料より

### 医療DX推進体制整備加算 (2025年4月1日適用)

電子処方箋 導入済み	
点数	マイナ保険証利用率 (※1)
加算1 (医科12点・歯科11点)	45%
加算2 (医科11点・歯科10点)	30%
加算3 (医科10点・歯科8点)	15% (※2)

電子処方箋 未導入	
点数	マイナ保険証利用率 (※1)
加算4 (医科10点・歯科9点)	45%
加算5 (医科9点・歯科8点)	30%
加算6 (医科8点・歯科6点)	15% (※2)

※1 従前どおり算定月の3～5月前の利用率(例:4月算定なら11・12・1月のいずれか)となる。  
 ※2 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(2024年1月1日～12月31日まで)の延べ外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関は、2025年4月～9月までの間に限り「15%」は「12%」とすることが可能だが、2025年4月1日までに新たな様式による届け出が必要。

## 4月から診療報酬期中改定 入院時食事療養費と 歯科で僅かな引き上げ 医療DXは6段階に再編

中央社会保険医療協議会(中医協)は、「入院時の食費基準の見直し」、「歯科衛生士・歯科技工士業務の評価の見直し」などの期中改定と、「医療DX推進体制整備加算の取扱いの見直し」について、福岡資麿厚

生労働大臣からの諮問に対し答申した。これにより次の3項目について、4月1日から期中改定が実施される。  
 ①入院時の食費基準額↓1食当たり20円引き上げ  
 ②口腔機能指導加算↓2点

引き上げ、歯科技工士連携加算↓10点引き上げ  
 ③特定薬剤管理指導加算↓5点引き上げ(調剤報酬)  
 入院時の食費の基準額は、昨年の診療報酬改定で1食当たり30円の引き上げが行われた。しかし、食料

費等の高騰が更に続いていることから、「医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する」とし、1食当たりの入院時の食費基準額を更に20円引き上げる。高齢化により歯科診療のニーズが増加しているなか、より専門的な業務を行う歯科衛生士・歯科技工士を確保し、限られた人材で歯科医療を効率的に提供するため、口腔機能指導加算および歯科技工士連携加算を引き上げられる。歯科衛生士・歯科技工士の待遇改善、賃上げを目的とした改定と言える。

「医療DX推進体制整備加算」および「在宅医療DX情報活用加算」は、電子処方箋を導入していない場合の点数が新設された。適用は4月から9月までの半年間となる見通し。これらの点数は電子処方箋の導入が施設基準に定められており、今年3月末までの経過措置が設けられていた。電子処方箋を導入していない場合の点数新設により、3月末までに急いで電子処方箋の導入を行う必要はなくなる。医療機関での対応は慎重に判断いただきたい。(3面に疑義解釈掲載)

### 在宅医療DX情報活用加算 (2025年4月1日適用)

電子処方箋 導入済み	電子処方箋 未導入
加算1 (医科11点・歯科9点)	加算2 (医科9点・歯科8点)

皆様お元気ですか。患者減や物価高の影響による医療機関の経営の苦境が報道されています。協会が行った会員アンケートでも、受診患者数・保険収入とも「減った」との回答が最も多く、このまま患者と収入が減り続ければ、ベースアップどころか職員給与の支払いもままならず、閉院を選択する医療機関が増加するのではないかと危惧しています。

原因の元は、少子化による人口減少とも言われていますが、未婚化・晩婚化による出生数の減少は一朝一夕には解決困難で、東京一極集中による地方の人口減少に伴い、診療所の新規開業も都市部に集中しています。政府の「医療DX」の推進による支出増も重なり、郡部で医療を支えてくださった先生方の閉院も相次ぎ、無医地区・無歯科医地区が増加しています。

医療機関の経営の苦境により、医師・歯科医師は、本来最も重視すべき医療知識と技術を向上させる余裕すらなくなっています。長引く医薬品不足への対応も医師・歯科医師・薬剤師を疲弊させています。政府は安定した医療提供体制・医薬品提供体制を、国民のためにも早く再構築しなければなりません。自身の医療費抑制政策の結果招いた医療崩壊であることを自覚し、一日も早く政策転換してほしいものです。